

令和元年第 20 回定例委員会

- 1 日 時 令和元年 11 月 13 日（水） 10 時 30 分から 11 時 45 分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委 員 長 宮 崎 章
委員長職務代理 大木田 守
委 員 嶋 田 實
委 員 佐 藤 男 三
事務局長 担当部長
選挙課長
広報啓発担当課長
書記 2 名

4 議 事

議 案

- 1 東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区及び北多摩第三の各選挙区）の選挙期日等の決定について

報告事項

- 1 平成 30 年分政治資金収支報告の概要について
- 2 令和元年 11 月 17 日執行青梅市長選挙立候補届出状況について
- 3 令和元年 11 月 17 日執行奥多摩町議会議員選挙立候補届出状況について
- 4 選挙争訟について
- 5 選挙争訟について
- 6 選挙制度 130 周年における選挙関係功労者表彰の受賞者について
- 7 冬期の寄附禁止 PR 強化期間の実施について

そ の 他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	<p>ただ今から令和元年第20回定例委員会を開会いたします。</p> <p>お手元に、令和元年第19回定例委員会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。本日は傍聴人の方がいらしています。傍聴人の数は東京都選挙管理委員会傍聴人規程第二条により5人以内と定められていますが、同条但し書きを適用し全員の参加を認めます。傍聴人の方は同規程に従い、傍聴していただくことをお願いいたします。</p> <p>本日は1件の議案と7件の報告事項の予定をしております。</p> <p>なお、本日の議題のうち、報告事項第1は公表前案件であることから、報告事項第4及び第5は個人情報を含んでいることから、いずれも非公開審議として取り扱いたいと存じますがご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>異議なしということで、そのように取り扱うことといたします。</p> <p>それでは議案第1号 東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙(大田区、北区及び北多摩第三の各選挙区)の選挙期日等の決定について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>《議案第1号について説明》</p>
委員長	<p>説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>任期満了の都知事選の日程を都選管として決定するのは今回が初めてとなりますが、7月22日を任期満了日とする都議会議員選挙については、約半年前に選挙期日を決定していることが多いと思います。</p> <p>都知事の任期満了日は7月30日であることを考えると、都議選に比べて決定時期が若干早いように思いますが、どのような理由によるものですか。</p>
事務局	<p>委員ご指摘のとおり、都議選は半年程前に決めています。日程を決める期間については、法令上特に決まっておられません。オリンピック・パラリンピック開催など特殊な事情を鑑み、選挙管理委員会として選挙の确实、適正な実施のため総合的に判断しました。</p> <p>都選管としての準備ももちろんですが、特に、各区市町村における投開票のための施設や従事者の確保は困難が見込まれます。</p> <p>なお、早期決定については、東京都特別区選挙管理委員会連合会及び東京都市選挙管理委員会連合会から早期決定の要望書が提出されておりました。</p>
委員	<p>資料の中で、選挙期日を決定するに当たって考慮すべき事項として、災害による繰延投票や再投票を行う場合に備えた日程の確保ということが挙げられ</p>

ていますが、これまで、災害等により投票日が延期された例はあるのですか。
また、災害等による投票日の延期は、どのような場合に適用されるのでしょうか。

事務局

平成 22 年 2 月に行われた青森県のおいらせ町長選挙では、投票日当日に発表された大津波警報を受けて投票中であった沿岸の 3 投票所を急きよ閉鎖し、これらの投票所については、公職選挙法の規定により、翌週の日曜日に再投票が実施されたという例がございます。

また、平成 7 年 1 月に発生した阪神淡路大震災や、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を受けて、それぞれ 4 月に統一地方選挙を予定していた被災自治体について、公職選挙法によらず、臨時特例法によって投票日を延期した例もがございます。

なお、公職選挙法による選挙期日の延期は、天災その他避けることのできない事故が原因で投票所が開設できない場合や、投票所への交通が遮断され、有権者が投票所に到達、すなわちたどり着くことができないような場合に適用されることになっています。

委員

今回、都知事選と同時に行われる都議会議員補欠選挙として、大田区、北区、北多摩第三の 3 つの選挙区が挙げられています。今後、他の選挙区で欠員が生じた場合には、そちらの補欠選挙も同時に行われるのですか。

事務局

予定される選挙区以外にも、都知事選挙の告示日の前日までに、都議会議長から選管あてに欠員発生の旨が通知された場合は、都知事選と同日で行われる都議会議員補欠選挙の対象となります。

ただし、定数 1 の選挙区で欠員が発生した場合や、定数 2 以上の選挙区で 2 人以上の欠員が発生した場合は、都知事選挙を待つことなく、欠員発生に関する都議会議長からの通知を受けてから 50 日以内に当該選挙区の補欠選挙を行わなければならないことになっております。

委員

今後、オリンピックの時期に都知事選挙が行われるのを避けるために、特例法により都知事任期が延長されたり、短縮されたりすることはありうるのでしょうか。答えにくい質問だとは思いますが、事務局の所見を聞きたいと思えます。

事務局

平成 7 年の阪神淡路大震災及び平成 23 年の東日本大震災の後に臨時特例法により投票日の延期とともに任期を延長した例がありますが、いずれも大震災の発生に伴って物理的に適正な選挙の執行が困難となったものであり、オリンピックの実施を控えての選挙実施とは事情が異なるものと認識しております。

都知事の任期を延長する特例法については、その必要性も併せ、これらの前例を考慮しつつ、国会において議論がなされるものと思われませんが、現時点では国会においてそのような動きがあるとは聞いておりません。

委員長

ご質問・ご意見がなければ お諮りをいたします。議案の通り決定することにご異議ございませんか。

委 員 なし

委 員 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。
それではここで暫時休憩といたします。

【 休 憩 】

委 員 長 それでは委員会を再開いたします。
報告事項第2 令和元年11月17日執行青梅市長選挙立候補届出状況について事務局より説明を求めます。

事 務 局 ≪報告事項第2について説明≫

委 員 長 説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。

委 員 なし

委 員 長 ご質問・ご意見がなければ 報告事項第2については了承することといたします。次に、報告事項第3 令和元年11月17日執行奥多摩町議会議員選挙立候補届出状況について事務局より説明を求めます。

事 務 局 ≪報告事項第3について説明≫

委 員 長 説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。

委 員 住所要件についてですが、国の方でも様々な検討がなされていると耳にしていますが、どのような状況なのでしょう。

事 務 局 総務省において、居住要件を満たさずに地方議員選挙に立候補した人に対し、公民権停止などの罰則を科すという検討をしているようです。立候補届出時の宣誓書に居住要件を満たしているという項目を明記して、虚偽であれば公民権の停止や罰金等の罰則の適用もなされるとのことです。

委 員 長 他にご質問・ご意見がなければ 報告事項第3については了承することといたします。次に、報告事項第6 選挙制度130周年における選挙関係功労者表彰の受賞者について、事務局より説明を求めます。

事 務 局 ≪報告事項第6について説明≫

委 員 長 説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。

んか。

委員 130周年と言えば明治22年の頃になりますね。

事務局 はい、明治22年2月11日に衆議院議員選挙法が公布されまして、それから今年がちょうど130周年となります

委員長 他にご質問・ご意見がなければ 報告事項第6については了承することといたします。次に、報告事項第7 冬期の寄附禁止PR強化期間の実施について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第7について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問・ご意見はございませんか。

委員 公職選挙法では、物品の贈答について時効などありますか。

事務局 調べて後ほど回答いたします。

委員長 他にご質問・ご意見がなければ 報告事項第7については了承することといたします。それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。特にないようですので、次回の定例委員会は11月27日に開催することといたします。これより非公開審議に入ります。